

# 福井県警察の組織等に関する規則

昭和35年6月28日  
福井県公安委員会規則第10号

(略)

## 第2章 本部

(分課)

第2条 部に次の課、隊および所を置く。

(1) 警務部

総務課

県民サポート課

警務課

会計課

厚生課

監察課

留置管理課

情報技術企画課

(2) 生活安全部

生活安全企画課

地域指導課

人身安全・少年課

生活環境課

サイバー犯罪対策課

地域機動警察隊

(3) 刑事部

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

(4) 交通部

交通企画課

交通指導課

交通規制課

運転免許課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

- (5) 警備部
  - 公安課
  - 警備課
  - 機動隊
  - 原子力施設警備隊
  - (総務課)

第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印に関する事。
- (2) 公安委員会および警察本部長（以下「本部長」という。）の秘書的な事務および庶務に関する事。
- (3) 公安委員会への苦情申出に関する事。
- (4) 警察署協議会に関する事。
- (5) 県議会に関する事。
- (6) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。

2 総務課に、公安委員会事務室を置き、前項第1号（公安委員会の公印に関する事務に限る。）から第4号までに掲げる事務をつかさどる。

（県民サポート課）

第4条 県民サポート課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関する事。
- (2) 広聴に関する事。
- (3) 情報の公開に関する事。
- (4) 個人情報保護制度の解釈および運用に関する事。
- (5) 条例案、規則案その他所定の文書の審査および点検に関する事。
- (6) 文書管理の企画および指導に関する事。
- (7) 文書の收受および発送に関する事。
- (8) 集中保管文書に関する事。
- (9) 本部の沿革に関する事。
- (10) 警察安全相談に関する事。
- (11) 犯罪被害者支援等に関する企画、調査および総合調整に関する事。
- (12) 犯罪被害者等給付金の支給に関する事。
- (13) 国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する事。

2 県民サポート課に、情報公開・相談室を置き、前項第3号から第10号までに掲げる事務をつかさどる。

3 県民サポート課に、被害者支援室を置き、第1項第11号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。

（警務課）

第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 所管行政に関する企画、立案、総合調整および事務能率の増進に関する事。
- (2) 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関する事。
- (3) 職員の人事および定員に関する事。

- (4) 職員の募集および試験に関すること。
  - (5) 組織および管轄区域に関すること。
  - (6) 職員の勤務制度および服務に関すること。
  - (7) 国家公務員の倫理に関すること。
  - (8) 職員の給与および退職手当に関すること。
  - (9) 職員の公務災害補償に関すること。
  - (10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
  - (11) 警察装備に関すること。
  - (12) 警察有線通信の運用に関すること。
  - (13) 警察署長会議に関すること。
  - (14) 警察教養に関すること。
  - (15) 通訳業務に関すること。
  - (16) 警察術科に関すること。
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、他の部課所の分掌に属しないこと。
- 2 警務課に、企画室を置き、前項第1号、第2号、第5号から第7号までおよび第13号に掲げる事務をつかさどる。
  - 3 警務課に、装備管理室を置き、第1項第11号および第12号に掲げる事務をつかさどる。
  - 4 警務課に、人材育成室を置き、第1項第14号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。

## 第6条 削除

(会計課)

第7条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算および会計に関すること。
- (2) 財産および物品の管理および処分に関すること。
- (3) 会計の監査に関すること。
- (4) 遺失物、拾得物に関すること。
- (5) 庁舎の管理および営繕に関すること。

2 会計課に、監査室を置き、前項第3号および第4号に掲げる事務をつかさどる。

(厚生課)

第8条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の健康管理に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 警察共済組合に関すること。
- (4) 職員の恩給に関すること。
- (5) 職員のピアサポート制度に関すること。

2 厚生課に、健康管理室を置き、前項第1号および第5号に掲げる事務をつかさどる。

(監察課)

第9条 監察課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 監察に関すること。

- (2) 叙位、叙勲、表彰および賞揚金に関する事。
- (3) 懲戒に関する事。
- (4) 訟務に関する事。
- (5) 警察への苦情申出に関する事。

(留置管理課)

第10条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置管理業務の企画、調査および指導教養に関する事。
- (2) 留置施設および被留置者に関する事。
- (3) 被留置者の護送に関する事。
- (4) 留置施設視察委員会に関する事。

(情報技術企画課)

第11条 情報技術企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察情報システムの企画、調査および研究に関する事。
- (2) 警察情報システムの開発、運用および維持管理に関する事。
- (3) 情報セキュリティ対策に関する事。
- (4) 照会業務に関する事。

2 情報技術企画課に、システム開発センター室を置き、前項第1号および第2号に掲げる事務をつかさどる。

3 情報技術企画課に、照会センター室を置き、第1項第4号に掲げる事務をつかさどる。

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察に関する総合的な企画、調査および調整に関する事。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。
- (3) 犯罪の予防に関する事。
- (4) 生活安全警察に関する法令の調査、研究および指導教養に関する事。
- (5) 酩酊者、迷い子その他の応急の救護を要する者の保護に関する事。
- (6) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する事。
- (7) 銃砲刀剣類等に関する事（生活環境課および組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (8) 火薬類に関する事（生活環境課および組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (9) 高圧ガスその他の危険物に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。
- (10) 核原料物質等、放射性同位元素等、化学兵器の禁止等および感染症の予防等に関する事（警備課の分掌に属するものを除く。）。
- (11) 風俗営業等に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。
- (12) 古物営業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。
- (13) 質屋営業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。
- (14) インターネット異性紹介事業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。
- (15) 警備業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。

(16) 探偵業に関すること（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。

(17) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しないこと。

2 生活安全企画課に、許可等事務担当室を置き、前項第7号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。

（地域指導課）

第13条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 地域警察に関すること。

(2) 鉄道警察に関すること。

(3) 警ら用無線自動車（地域機動警察隊の分掌に属するものを除く。）および小型警ら車の運用に関すること。

(4) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。

(5) 水難および山岳遭難に関すること。

(6) 自然災害および事故災害に関すること。

(7) 警察通信に関すること（警務課の分掌に属するものを除く。）。

(8) 通信指令に関すること。

(9) 緊急配備等に関すること。

第14条 削除

（人身安全・少年課）

第15条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 子供および女性を犯罪から守るための対策に関する企画、立案、調査および調整に関すること。

(2) 少年非行の防止に関する企画および立案に関すること。

(3) 少年の補導に関すること。

(4) 少年事件の指導に関すること。

(5) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(6) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(7) 少年相談に関すること。

(8) 少年関係機関との連絡および調整に関すること。

(9) 少年関係団体の指導および育成に関すること。

(10) ストーカー行為等の規制等に関すること。

(11) 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関すること。

(12) 前2号に掲げるもののほか、人身安全関連事案の対処に関すること。

(13) 行方不明者の保護に関すること。

（生活環境課）

第16条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 知的財産権関係事犯および経済関係事犯の取締りに関すること。

(2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。

(3) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。

- (4) 銃砲刀剣類等に係る事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (5) 火薬類に係る事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (6) 高圧ガスその他の危険物に係る事犯の取締りに関すること。
- (7) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (8) 売春関係事犯の取締りに関すること。
- (9) 古物営業事犯の取締りに関すること。
- (10) 質屋営業事犯の取締りに関すること。
- (11) インターネット異性紹介事業関係事犯の取締りに関すること。
- (12) 人身取引に係る関係機関との連絡に関すること。
- (13) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (14) 警備業に係る事犯の取締りに関すること。
- (15) 探偵業に係る事犯の取締りに関すること。
- (16) 軽油引取税に係る地方税法違反の取締りに関すること。
- (17) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (18) 少年事件の捜査および調査に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

（サイバー犯罪対策課）

第17条 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー戦略に関すること。
- (2) サイバー事案（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体および財産ならびに公共安全と秩序を害し、または害するおそれのある事案をいう。）に係る犯罪の捜査に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

（地域機動警察隊）

第18条 地域機動警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警ら用無線自動車による機動警らに関すること。
- (2) 事件・事故発生時の初動措置に関すること。
- (3) 水上警察に関すること。
- (4) 警察用船舶の運用に関すること。

（刑事企画課）

第19条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察に関する総合的な企画、調査および調整に関すること。
- (2) 刑事法令一般の調査、研究および指導教養に関すること。
- (3) 犯罪統計に関すること。
- (4) 取調べの指導および教養に関すること。
- (5) 公判対応に関すること。

- (6) 情報分析の支援に関する事。
- (7) 捜査共助に関する事。
- (8) 手口捜査に関する事。
- (9) 刑事日報に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しない事。

(捜査第一課)

第20条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 殺人、強盗、放火その他の強行犯罪捜査に関する事。
- (2) 検視に関する事。
- (3) 身の代金目的誘拐、業務上過失致死傷その他の特殊事件捜査に関する事。
- (4) 窃盗犯捜査に関する事。
- (5) 移動警察に関する事。

(捜査第二課)

第21条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能犯罪の捜査に関する事。
- (2) 公職の選挙、国民投票その他の投票および住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する事。
- (3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関する事。

(組織犯罪対策課)

第22条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団対策に関する事。
- (2) 暴力団による犯罪、来日外国人による組織的な犯罪、特殊な捜査手法が必要となる詐欺等の犯罪その他の組織的な犯罪の捜査に関する事。
- (3) 拳銃その他の銃器の取締りに関する事。
- (4) 薬物事犯の取締りに関する事。
- (5) 犯罪組織に関する情報の収集および分析に関する事。
- (6) 犯罪による収益の移転防止に関する事。
- (7) 国際犯罪捜査および国際捜査共助に関する事。

(鑑識課)

第23条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪鑑識に関する事。
- (2) 鑑識施設および機材の整備ならびに運用に関する事。
- (3) 鑑識資料の収集および整理に関する事。
- (4) 海外渡航者の犯罪経歴証明に関する事。

(科学捜査研究所)

第24条 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査に関連する鑑定および検査に関する事。
- (2) 科学捜査に関連する研究および実験に関する事。
- (3) 科学捜査技術に関連する指導および研修に関する事。

(4) 第1号および第2号に掲げる事務に必要な資料および器材の維持および管理に関すること。

(機動捜査隊)

第25条 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動捜査に関すること。
- (2) 事件発生時の初動捜査に関すること。

(交通企画課)

第26条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察に関する総合的な企画、調査および調整に関すること。
- (2) 交通事故防止対策一般に関すること。
- (3) 自動車運転代行業に関すること（交通指導課の分掌に属するものを除く。）。
- (4) 交通安全教育および交通安全運動に関すること。
- (5) 緊急自動車等の指定等に関すること。
- (6) 地域交通安全活動推進委員に関すること。
- (7) 交通安全活動推進センターに関すること。
- (8) 安全運転管理者等に関すること。
- (9) 交通事故の分析に関すること。
- (10) 交通統計に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しないこと。

(交通指導課)

第27条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の指導および取締りに関すること。
- (2) 交通反則通告制度に関すること。
- (3) 放置駐車対策に関すること。
- (4) 交通事故事件の捜査および被害者支援に関すること。
- (5) 交通特殊事件の捜査および暴走族対策に関すること。
- (6) 3Dレーザースキャナーおよび図化機の運用に関すること。

2 交通指導課に、福井交通反則通告センター室を置き、前項第2号に掲げる事務をつかさどる。

(交通規制課)

第28条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通規制に関すること。
- (2) 道路使用に関すること。
- (3) 道路交通保安上の意見照会に関すること。
- (4) 制限外乗車、積載およびけん引に関すること。
- (5) 交通管制に関する調査および研究ならびに交通管制の実施に関すること。
- (6) 信号機、道路標識、道路標示その他の交通安全施設に関すること。
- (7) 交通の実態調査に関すること。
- (8) 交通情報に関すること。
- (9) 駐車対策に関すること。



(10) 自動車の保管場所に関すること。

2 交通規制課に、交通管制センター室を置き、前項第5号、第7号および第8号に掲げる事務をつかさどる。

(運転免許課)

第29条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許および運転免許試験に関すること。
- (2) 運転免許の行政処分に関すること。
- (3) 自動車教習所および講習機関に関すること。
- (4) 運転適性検査所の運営に関すること。
- (5) 運転免許等の講習に関すること。
- (6) 自動車安全運転センターからの照会事項の通知および連絡に関すること。

2 運転免許課に、運転者サポートセンター室を置き、前項第2号、第3号（講習機関に関する事務に限る。）、第4号、第5号および第6号に掲げる事務をつかさどる。

(交通機動隊)

第30条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通の指導および取締りに関すること。
- (2) 交通事故発生時の初動措置に関すること。
- (3) ひき逃げ事件の捜査に関すること。
- (4) 緊急配備その他必要な警察事務の処理に関すること。

(高速道路交通警察隊)

第31条 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速自動車国道および国家公安委員会が指定する自動車専用道路（以下「高速道路」という。）における交通事故防止対策に関すること。
- (2) 高速道路における交通の指導および取締りに関すること。
- (3) 高速道路における交通事故事件の捜査および処理に関すること。
- (4) 高速道路における交通規制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動、その他必要な警察事務の処理に関すること。

(公安課)

第32条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察に関する総合的な企画、調査および調整に関すること。
- (2) 警備情報の収集整理その他警備情報に関すること。
- (3) サイバー攻撃対策に関すること。
- (4) 次に掲げる犯罪その他の警備犯罪の捜査に関すること。

イ 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章および第3章に規定する犯罪

ロ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪

ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約第6条に基づく施設および区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条および第7条に規定する犯罪

ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪

ホ 出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

ヘ 外国為替および外国貿易法（昭和24年法律第228号）および関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和および安全の維持に係る犯罪

ト 警備実施に関連する犯罪

チ 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する犯罪

リ 大衆運動および労働運動に関する犯罪

ヌ 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する犯罪

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

(6) 警備犯罪関係法令等の調査、研究および指導教養に関すること。

(7) 公安捜査隊に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しないこと。

（警備課）

第33条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 緊急事態に対処するための計画およびその実施に関すること。

(2) 災害警備に関すること（地域指導課の分掌に属するものを除く。）。

(3) 雑踏警備に関すること。

(4) 治安警備に関すること。

(5) 管区機動隊、第二機動隊、特別警備隊、女性警察官部隊、広域緊急援助隊の警備部隊、緊急災害警備隊および特別警備部隊に関すること。

(6) 防災機関等との協力援助に関すること。

(7) 重要施設等におけるテロ対策に関すること。

(8) 警衛に関すること。

(9) 警護に関すること。

(10) 警察航空に関すること。

（機動隊）

第34条 機動隊においては、主として部隊による生活安全、刑事、交通、警備等各種警察活動を行うものとする。

（原子力施設警備隊）

第35条 原子力施設警備隊においては、主として原子力施設の警備活動を行うものとする。

（略）

### 第3章 学校

（学校の位置）

第50条 学校は、福井市荒木新保町に置く。

（分掌事務）

第51条 学校においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 初任および現任の職員に対する教育訓練に関すること。
- (2) 学校施設の維持管理に関すること。

(校長)

第52条 学校に校長を置き、警視をもつて充てる。

- 2 校長は、本部長の命を受け、学校の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(副校長)

第53条 学校に副校長を置き、警視または警部をもつて充てる。

- 2 副校長は、校長の命を受け、学校の総括的運営について校長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

#### 第4章 警察署

(署長)

第54条 警察署に署長を置き、警視正または警視をもつて充てる。

- 2 署長は、本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(副署長)

第55条 警察署に副署長を置き、警視、警部またはこれと同格の警察官以外の職員をもつて充てる。

- 2 副署長は、署長の命を受け、警察署の総括的運営について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

(略)

(交番、駐在所等)

第57条 警察署下部機構として交番、駐在所、署所在地および警備派出所を置く。

- 2 交番、駐在所および署所在地の名称、位置および所管区ならびに警備派出所の名称および位置は、別に定めるところによる。
- 3 署長は、治安上必要があると認めるときは、本部長の承認を得て、臨時交番を置くことができる。

(略)